

[illegible]

[illegible]

改 善 （ 計 画 ） 報 告 書

年 月 日

(宛先) 厚木市消防（署）長

名 称

所在地

電 話

氏 名

担当者 職・氏名

年 月 日付けで交付を受けた立入検査結果通知書に基づく指導事項の改善状況は、次のとおりです。

番号	改 善 （ 計 画 ） 内 容	改善（計画）年月日	備 考
※受	付	※経	過 欄

備考 ※印の欄は、記入しないでください。

立 入 検 査 結 果 通 知 書					
		年	月	日	
様					
		職・氏名	印		
あなたの	する次の	について	年	月	日
により立入検査を実施した結果は、次のとおりですので、速やかに改善してください。					
なお、指導事項については、		年	月	日	までに、その改善状況について報告してください。

印

なお、指導事項については、 年 月 日までに、その改善状況について報告してください。

[illegible]

[illegible]

資 料 提 出 命 令 書

様

職・氏名

印

1 所在地

2 名 称

3 用 途

消防法第 条第 項の規定により、上記の に関する資料の提出を
することを命じます。

提出資料名

提 出 期 限

教示

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に厚木市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを 知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間又はこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

注意 理由なく資料の提出をせず、又は虚偽の資料を提出した者は、消防法第44条の規定により処罰されることがあります。

厚消本（署）達第 号
年 月 日

報 告 徴 収 書

様

職・氏名

印

1 所在地

2 名 称

3 用 途

消防法第 条第 項の規定により、上記の に関する次の事項を報告することを要求します。

報告事項

報告期限

教示

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に厚木市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを 知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間又はこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

注意 理由なく資料の提出をせず、又は虚偽の資料を提出した者は、消防法第44条の規定により処罰されることがあります。

年 月 日

様

職・氏名

印

受 領 書

年 月 日あなたから提出された次の資料報告書を受領しました。

ただし、使用後は当方において処分します。

提出資料名

報告事項

年 月 日

様

職・氏名

印

保 管 書

年 月 日あなたから提出された次の資料を保管したので、本保管書を交付します。
なお、本保管書は、資料が返還されるまで紛失しないようにしてください。

提出資料名

上記の資料について、返還を受け受領しました。

年 月 日

受領者